

平成二十六年二月十日発行
皇學館論叢第四十七卷第一号 抜刷

廣池千九郎の神宮皇學館における神道教育

—「神道史」開講から退官まで—

橋 本 富 太 郎

皇學館論叢 第四十七卷第一号
平成二十六年二月十日

廣池千九郎の神宮皇學館における神道教育

—「神道史」開講から退官まで—

橋 本 富太郎

□ 要 旨

神宮皇學館では、明治四十一年「神祇史」に加えて、廣池千九郎担当により「神道史」講義が開講した。廣池は退官する大正二年まで、専門の法制史研究の手法を用いて神道を科学的に分析するとともに、当時未開拓であった教派神道研究についても積極的に論を展開している。こうした神道教育の実態を、廣池の講義録をもとに復元し、近代神道史の中に位置づけたところ、当時の皇學館における「神道」の特色と先駆性が明らかになった。

□ キーワード

廣池千九郎、神宮皇學館、神道教育、神道研究、教派神道、道徳

はじめに

本研究は、明治末から大正初めにかけての神宮皇學館における廣池千九郎^①による神道教育を明らかにしようとするものである。

当時の「神道」という言葉には、宗教的な意味合いが強く、内務省所管の官立専門学校であった神宮皇學館においては、政教分離および教学分離の観点により避けられる傾向にあった。そのため公的存在とされる神社を論じる「神祇」はあっても、教化をとまなう「神道」は科目の中に設置されていなかった。

しかし、神道精神に関する教育を求める声が高まり、皇學館内においても明治三十年には安藤正次らによって科目開設の要望が呈されていた。四十一年になると、卒業生から神道に関する講習会の開催が求められ、八月に廣池担当による「神道講義」が開かれることになった。廣池は、はじめは門外であるため躊躇するが、専門の東洋法制史研究にもプラスになると考えて承諾したというものである。そして学生対象の「神道」の講義も、科目日には掲載されていないが、廣池担当により開かれることになる。

筆者は別稿「神宮皇學館における廣池千九郎の神道講義―教授就任から「神道講義」開講まで―」^②において、このような当時における「神道」を取り巻く状況と廣池の「神道講義」担当の経緯、それから内容の考察を行った。本稿はそれに続いて、学生対象の「神道」の講義に関して検討を加え、退官までを追うことによって皇學館における廣池と「神道」の歴史的な意味づけをしていきたい。

一、学生対象の「神道」

(一) 開講の経緯

まず、学生対象の「神道」講義開設の経緯について明らかにする。当講義が開設された時期は明らかではなく、明治四十一年八月の卒業生対象講習会における「神道講義」よりは後のことで、遺稿から推測して直後くらいであることまでが知り得るところである。講義ノートと思しき遺稿の内容を見てみよう。⁽³⁾

予ハ神道家ニアラズ、宗教学者ニアラズ、一箇ノ法律学者ヲ以テ自任スルモノナリ。而シテ神道ヲ講ズルハ如何トノ疑モアランガ、其理由ハ前ニ講習会講義ノ緒言ニ云ヘルニテ明ナラン。然リ而シテ神道ノ性質ガ偶々純然タル宗教ノ部分ノミニテナクシテ、其本質ガ倫理的法律的デアルカラ、予ノ専門学ヲ以テ之ヲ解決スルニ尤モ適シテ居ル。若シ夫レ仏教ノ如キキリスト教ノ講義ノ如キハ、専門ノ宗教学者ナラデハ十分ナラズト思考ス。⁽⁴⁾

本遺稿に日付および表題はない。神道を担当するようになった由縁に触れているから開講初期のころのものと思われる、しかも理由が、「前ニ講習会講義ノ緒言ニ云ヘルニテ明ナラン」としていることから講習会の後であることがわかる。

神道の性質が、「宗教の部分」だけではなくて、「倫理的法律的」であるから、自分の専門がもつとも適しているという。講習会のとときの、門外であることで遠慮があったところからすると、神道に意識がかなり接近しているようである。加えて、仏教やキリスト教については、「専門の宗教学者」でなくては講義できないが、神道はそうでもないとして、神道は研究対象として専門性が未形成であるとみなしていたことになる。

次に、下記の史料は「神道及神道史」と題された講義ノートだが、清書されていて内容もよく整えられている。冒頭の「緒言」において、「神道」に関する講義が何故に開講されたかが丁寧に述べられているから、学生に対する講義の最初期のものと推測される。

最初に、明治三十三年の神宮祭主賀陽宮邦憲王の令旨の前半部分、「神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇國ノ道義ヲ講ジ皇國ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハムトスルニ在リ」を掲げて、令旨の趣旨とその実現に向けての皇學館における神道教育の課題を次のように述べている。

コ、ニ所謂皇國ノ道義ヲ講ズルト云フ事ハ、単ニ學問トシテ倫理學ヲ講ズルト言フ事ニアラズ。又各國ノ道德法ヲ講ズル事ニアラズ。全ク我が日本固有ノ道德法ヲ講明スルニ外ナラザルモノト信ズ。果シテ然ル時ハ、我が皇學館ニ於テ、今日歴史ノ内ニ神祇史ナル一科目アルノミニテ、果シテ宮殿下ノ御令旨ニ副ヒ奉リ得ベキカ。何人ノ眼ヨリ見ルモ、宮殿下ノ御令旨ニ副ヒ奉ル方法トシテハ、日本固有ノ道德^マヲ學習スル一科ヲ置カザルベカラザル事ハ、明ニ見ユル所ナリ。

「皇國の道義」を講ずるということは、日本固有の道德法を講明することであるが、学科目の「歴史」の一部に「神祇史」があるのみでは、令旨に副うことは不可能である。よってそれ専門の一科を置くべきであるという。さらに続けて、

但シ所謂神祇史ヲ広義ニ解釈スルトキハ、神道并ニ神道史ノ如キモノヲモ此ノ内ニモ含有ストモ云ハレザルニハアラザレドモ、其ハ甚ダ迂遠ノ事ニシテ、別ニ直チニ所謂皇國ノ道義ノ一科目ヲ表示スルコトノ甚ダ適當ナルニ如カザルナリ。所謂皇國ノ道義トハ、我が日本民族ノ間ニ發達セル道德法ト云フコトニ外ナラザルベク、而シテ所謂日本民族間ニ發達セル道德法トハ、余ノ考ヲ以テスル時ハ神道ニ外ナラザルベキコトヲ確信ス。

〔欄外 ※引用者註〕 神道ハ、日本ノ道德法ナリ、皇国ノ道義ナリ。

と、「皇国の道義」とは「日本民族の間に発達せる道德法」であり、それは「神道」だという。そして、

之二関シテハ、猶多クノ議論アルベシ。ソハ本論ニ於テ之ヲ揮筆セント欲スル所ナレハ今回神祇史ノ時間ヲ割キテ神道並ニ神道史ノ講義ヲ開クニ至リシ理由ハ、即チ以上述べル所ノ如シ。猶其ノ時間甚僅少ナルガ故ニ、十分ノ研究講義ヲナス事能ハズト雖、諸君ハ深く今日此ノ講義ヲ本館ニ開クニ至レル理由ヲ体認シテ、本講義ガ本館設立ノ趣旨ニヨリ祭主宮ノ御令旨ニ基キテ記セルモノナルコトヲ知り、重大ナル一科トシテ之ヲ視ルノミナラズ、本館ガ特ニ我国ノ諸学校中ニ於テ一種ノ主義ヲ保有スル事ヲ確信シ、各自ノ社会ニ対スル責任ノ容易ナラザル事ヲ確信シ、卒業後ニ至リテモ深く此ノ趣意ヲ体シテ其ノ責任ヲ全ウセラレン事ヲ望ム。

ということであつた。ここで注目すべきは、「神道ならびに神道史」の講義は、「神祇史」の時間を割いて設けられたところである。ここで注目すべきは、「神道」の講義が行われていたにも関わらず、学科目の中にその語が見えなかつたのは、表向きは「神祇史」だったからなのである。そして、「神祇史」と「神道および神道史」との関連についてこう説いた。

従来設置スル所ノ神祇史ガ、前述ノ如ク之ヲ広義ニ解釈スレバ勿論ノコトナルガ、仮令サナクトモ若シ完全ナル神祇史トシテ神祇ノ実質ヲ講明スルニ於テハ、本ヨリ神道ノ如キコトハ其ノ中ニ含蓄セラルベシト雖、従来我が国ノ学者ノ著書若シクハ講義ハ、多ク事物ノ形式ヲ説明スルニ止マリ、其ノ実質ヲ問ハザルノ弊アリ。故ニ単ニ神祇史ト云フ時ハ、何人ノ眼ヨリ見ルモ概シテ神祇ニ関スル形式ノ変遷ヲ記スルモノナリトナスモノ、如シ。之レ神祇史ノ外ニ於テ神祇ノ実質ヲ講明スル学トシテ神道及神道史ノ学ヲ要スル所以ナリ。

「神祇史」は「形式の変遷を記するもの」であるから、それとは別に「神祇の実質を講明する学」として「神道および神道史の学」を必要としたのである。

以上のような次第で学生に対する神道および神道史の講義が開講されるに至った。明治三十年に安藤正次らの開陳書^⑤で神道科開設が求められてから、実に十一年の歳月を経っていた。安藤は皇學館の学生から教師へと立場を変えていたが、このときは何を思ったであろうか。

(二) 教授方針

さて開講にあたっての教授方針を見てみよう。廣池の遺稿に、「神道ノ序 皇學館講義ノ緒言」と題された文書がある。

蓋シ大学ノ教授法ト専門学校ノ教授法トノ差異ハ、大体ニツキテ云ヘバ、一ハオリジナルノ研究ヲ学生ニ伝ヘ、一ハ他ノ高尚ナル学説ヲ紹介スルトニアリ。而シテ予ノ本校ニ於ケル法制史并ニ支那文典ノ講義ガ其何レニ属スルカハ諸子ノ知ル所デアル。

今神道及ヒ神道史ノ講義ハ、ヤハリオリジナルノ研究デアルノミナラズ、我日本ニ於テ神道及ビ神道史ノ科学的研究ノ結果ヲ講義スル事ハ、古来ヨリ全ク之ナク、真ニコレガ破天荒ノ事デアル。

自身の神道および神道史の講義は、オリジナルの研究を伝える「大学の教授法」であり、それは科学的研究の結果であるから前例のないことであるという。

当時、神宮皇學館は専門学校であったが、廣池は本館の研究と教育は實質的に「大学」に相当するという意識があった。明治四十一年十二月に刊行した『伊勢神宮』には、皇學館は「洵に、我国に於ける、神道大学とも謂ふべきものにして、其規模猶ほ小なるに似ず、其任務の重大なる事、乏を此の館に奉ずるもの、常に恐懼措く能はざる所なり」^⑥と、本館を「神道大学」と表現し、その重要な位置を称揚している。

ところで、廣池は実際に、大学昇格運動を主唱したこともあった。正式な昇格運動は、昭和九年に卒業生の間に神宮皇學館發展期成会が組織されたことに端を発するが、廣池は手記に、明治四十四年に大学昇格を提議して教員たちの承諾を得たことを記している。

一 十一月一日夜、修学旅行ヨリカヘル

一 五日、シマ郡行ク八日カヘル

一 九日夜、熊谷小太郎氏子息小タカノ事ニ付上京中、面会ノ次第ヲ報告ノ為同氏訪問、序ニ神宮皇學館ノ話出ゾル。大学組織神宮中心ノ事ニ力ヲ尽スベキ事ヲ誓フテカヘル。

一 十四五日頃、森田氏訪問、始メテ右ノ相談ヲカクル。賛成ヲ得、次ニ安藤・湯浅ヲ尋ネ、二十五日午後、四人安藤宅ニ会合シテ、自分ノ案ヲ土台ニシテ大学組織ヲ立ツ。ソノ結果トシテ、二十七日夕、教授助教授一同ヲ学校ニ集メテ評議ス。二十九日再評議コレニテ決定。

一 十二月五日夕会合、コレニテ決定、館長へ交渉、委員トシテ尾崎・森田・湯浅三氏ヲ托ス。予ハ故ニ辞ス。六日館長訪問、七日大宮司訪問、好結果ノヨシ也。九日ニ専修科ノ事評決ノ上内務へ出ス。(後略)

まず森田実の賛同を得て、安藤正次・湯浅廉孫を加えて、廣池の案を基に四人で組織を試作し、教員一同を集めて十一月二十七日・二十九日と二度評議して決定されたという。さらに翌月、会合を開いて館長と交渉後、委員を決めて大宮司を訪うと、「好結果」が得られたとのことであった。

当手記は廣池個人による記述に留まるが、日付が明確であること、森田ら中心的人物が関わっていること、教員会議で評決されていること、大宮司にまで議案が及んでいることから、書かれていることは事実であったとみて問題ない。さらに「好結果のよし」とあることから、この文書の書き出しから大宮司訪問までは、予定ではなく結果の

記録だといっている。

しかし、当構想はここまで進行していながら実現せず、皇學館史に記録されることもなく、昭和九年の大学昇格運動の際に言及されることもなかった。理由の一つは、学館が翌大正元年十二月の火災により「重要書類殆全部烏有ニ帰ス」⁽⁸⁾事態に見舞われ、さらに主唱者の廣池がちょうどそのころ重病に罹り死線を彷徨っていたこと⁽⁹⁾などから、とても大学昇格どころではなかった点が挙げられる。もう一つには、昭和九年のころには、ここで名前が挙げられている人物はすべて退官してしまつた後⁽¹⁰⁾だつたことが指摘できよう。

ところで、十一月一日に修学旅行から帰つたとあるのは、廣池が引率した皇學館の修学旅行⁽¹¹⁾のことを指しており、この旅行にも廣池の教育方針を示す資料があるので触れておきたい。廣池は学生たちを東京帝国大学へ連れて行き、そこで講義を聞かせることを企画・実行している。講師は穂積八束、論題は帝国憲法であつた。

このとき穂積は、面会した廣池に対して講義の要旨らしき自筆の覚書を与えている。

明治四十四年十月三十日 伊勢ノ皇學館長廣池千九郎氏、其部下ノ卒業^マ学生諸氏ト共ニ来京、面会ヲ求メラレタルニ付、法科大学ニテ会見、我カ憲法ノ要旨左ノ諸点ヲ説述ス。

にはじまり、六箇条を掲げ、最後に「人民ニ国家本位ノ道徳心堅固ナルニ非サレハ其美果ヲ収ムル能ハサルコト」で締められている。

廣池はこの文書へのコメントに、「歴史法学ノ上ヨリ觀ル時ハ、君主主權説ニ本ヅケル国家主義ヲ認メサルヘカraz」と歴史法学の立場から穂積説への賛意を示し、自身は「帝国憲法研究の主義は穂積博士に一致」すると記している。「国家本位の道徳心」を重視するところに神道教育の目的との一致点があつた。

ところで穂積は、廣池を「館長」⁽¹²⁾、学生を「卒業(学)生」と、彼らの位置を高めに誤認している。他者からこの

ような印象を受けていることも、廣池が皇學館の学生に大学レベルの高度な修学を期待し、それがあがる程度実現していたと解してよいところであろう。

以上のように、廣池の皇學館学生に対する神道の教授方針は、近代科学的手法と最新の成果により、「神道大学」にふさわしい学術的水準を充たすべき内容を求めるものであった。また内容だけでなく、組織の実態についても大学化を構想するものだったのである。

なお、前掲手記には「大学組織、神宮中心の事に力を尽すべき事を誓ふ」とあるように、皇學館と神宮に対する廣池の意識の集中があり、さらに後段には「自分ハ皇學館ヲ大学ニスル事ニ付キテ發起セシモ、コレハ大神様ニ供フル為ニシテ、自分ノ他日ノ榮達ノ為ト思フテハ致シマセン」と、自分の貢献を神に供えるためとまで誓ったことが記されている。こうした志向は、「神ながら」と称すべき神道的な生き方といえるのではないか。当初「東洋法制史を著述せんとして」（『神道講義』緒言）片手間の研究からはじまった「神道」との関わりであったが、明治四十四年のこの時点での神道は、自らの信念にまで昇華されたものであった。

神道の講義内容を精査することは、廣池が単なる神道研究者から、研究者であり神道者でもある求道者へと変貌していき、学生にも道を説くようになっていく過程をたどる意味も持つことになるであろう。

(三) 講義内容

学生対象の「神道」のもっとも古い時期を示す現存の講義録は、先に、開講の経緯のところで引いた「神道及神道史」とみられる。ただ、この講義録は、緒言のあとに「第一章 神道の名義」までしか書かれていない。第二章以下を遺稿の中に求めると、完成度の低い草稿にいくつかそれらしきものはある。その内のひとつは、第一章までとは種

類は異なるが一応原稿用紙に書かれていて、「第二章 神道の範囲（広義の神道と狭義の神道）」「第三章 古代神道」という構成になっている。

ここでは、神道の主眼は「敬神・忠君・愛国・明倫に在る」というように倫理的内容であることから、四十一年八月の卒業生対象講習会「神道講義」の内容に近く、¹³⁾ 时期的にも初期のものといえる。と同時に、この講義録の段階になると、新たな視点として注目すべきところがある。「徳川氏の季世大凡天保年度の頃より始めて純然たる宗教的神道の萌芽を發するに至れり」と、教派神道についての言及がみられるようになった。

とはいえ、この段階ではまだ内容を説くには至っていない。廣池は、「神道史を教へて行く間に、どうしても現代の神道を研究しなくてはならないと感じ」――学問上より――爾來現在の十三派の神道の研究を始めたのである」といつていた。¹⁴⁾ 神道史を講じながら、段階的に教派神道の研究を深めていたのである。このあと教派神道の研究を取り入れた講義の記録を着々と残していく。

次に見る講義録はより注目を要する。表紙に「Note Book」と印刷された洋装・横罫線入りのノートである。表紙には筆書きで「専科一年級 神道史」と書かれ、裏表紙には同じく「四十一年九月十一日ヨリ 日本神道史 三重県講習会ニテ講ズ」と書かれている。

詳しく調べてみたところ、一冊のノートに四種類の講義録が収まっていた。裏表紙側から縦書きで書かれた「日本宗教史」、表表紙側から横書きで順番に、「神道史」「神祇史」さらにもう一つの「神道史」である（便宜的に、両「神道史」を「神道史」（甲）・「神道史」（乙）と表記する。「神祇史」は「神道史」（乙）を跨いで記されているので、両者は時期が重なっていることがわかる）。

まずは、裏表紙の方に注目したい。明治四十一年九月十一日は、神宮皇學館において開催された三重県の神職講習

会の開講日であった。「母館だより」には、

九月十一日 午前九時始業式を行ふ。

本日より向ふ十五日間三重県神職管理所主催神職講習会を本館に開く。講師は祝詞作文、木野戸勝隆。祭式、山田岩次郎。古代史、廣池千九郎。祝詞積義、中西健郎。講習生すべて三十九名。⁽¹⁵⁾

とあり、裏表紙側から書かれた内容は、この講習会における講義ノートと考えられる。

廣池の担当は「母館だより」には「古代史」だが、ノートの裏表紙の表題は前掲のとおり「日本神道史」である。しかもこれは「日本文明史」と先に書いたものを書き直されている。中身に入ると、冒頭の表題は「日本文明史」を消し、「日本宗教史」を書いて、その「宗教」の文字を「神道」に改め、さらに「神道」を消して「日本宗教史」を復活させている。

このようにして講義内容は最終的に「日本宗教史」に定まり、日本の宗教史の骨子が記されている。内容の詳細は知りえないが、宗教史の文脈において「固有の宗教即ち神道ノ發生ト發展」を論じている点が注目される。卒業生対象講習会から一ヶ月を経っていない段階で、早くも宗教史上の神道、つまり神道の宗教学的研究を発信していることになる。

今度は、表表紙の方を見ていこう。

表紙には「専科一年級 神道史」とあり、捲ると罫線上にペン・筆・鉛筆三種による横書きの字がびっしり記されている。これは廣池の字ではない。学生が纏めたノートであろうか、ところどころに廣池の朱筆による訂正が入っている。

「神道史」(甲)は、「第一章 字義」「第二章 神道史ト神道トノ別」「第三章 神道ト云ヘル文字ノ初見ト神道ノ性質」

「第四章 神道ノ起原」「第五章 神道ノ性質」「第六章 祖先教ト普遍教」「第七章 神道ト祖先教」「第八章 我日本ノ祭神ト神道」以上である。内容的には八月の講習会のときとほとんど変わらない。しかし、第二章において、「神道史」と「神道」の研究をそれぞれ区別する段に、

今神道史ハ斯クノ如ク我国ノ神道ハ、如何ニシテ發生シ又如何ニシテ宗教ヲ形成シ以テ今日ニ至レルカヲ研究スルモノニシテ、神道トハ此ノ神道ト我国体トノ關係併ニ之レガ宗教トシテ發達セル由來并ニ宗教トシテノ形式及性質即チ教義ノ如キモノヨリシテ、近世ニ至リテ種々分派セル処ノ各派并ニ各教会ノ起原沿革及教義ヲ研究シテ、之ヲ評論スルニアリ。故ニ神道ノ研究ニハ歴史学・社会社^ムノ智識ヲ要スルコト勿論哲学、論理学、宗教学、神話学、等ノ智識ヲ兼ヌルモノニシテ、其研究実ニ容易ナラザルモノナリ

と述べ、「如何にして宗教を形成したか」とか、「宗教としての教義」を指摘し、教派神道の各教会および教義を研究することを目的に加えている。そして必要な研究領域を列挙し、研究の困難なることを指摘していた。

ノートは「神道史」(甲)が終わると、七頁の空欄のちに「神祇史」が始まる。「神祇史」は皇學館の正科であり、従来から他の教員によつて講義されてきたものだが、これも廣池が担当することになった。明治期における注目を要する講義録には違いないが、本稿の論点とは異なるので内容には深く立ち入らないでおく。しかし、次の「神道史」(乙)の講義および執筆の時期を考察する上で重要な点があるので、それには触れておきたい。

「神祇史」には、参考資料として廣池著の『伊勢神宮』が参照ページまで記して挙げられている。本書の刊行は明治四十一年十二月なので、「神祇史」が書かれたのは早くともそれより後である。したがって、「神祇史」のうしろのページにある「神道史」(乙)が書き始められたのは、「神祇史」の後か同時のいずれかである。『伊勢神宮』の十二月という月を考えると、四十二年に入っていたと見てよいだろう。

四十一年の「神道講義」(卒業生対象講習会)および「神道史」(甲)と、四十二年の「神道史」(乙)との間には、教派神道の研究を挟んで内容に抜本的な変化が起きている。廣池は、神道の宗教的側面に研究の範囲を広げ、さらに教派神道を神道史の流れの本流に位置づけていった。

では「神道史」(乙)の内容を見ていこう。第一章「神道の起原」はこれまでと特に変わりがない。ところが第二章「祖先教と普遍教」では、タイトルはこれまでに出来たとおりで、内容に相違がある。

我が国ハ祖先教ノ国ナリト雖、所謂神道ナルモノガ其宗教トシテ認メラルルニ及ビ、ソノ神道ハ自ラ純然タル祖先教アリ、又ハ純然タル普遍教アリ、或ハ祖先教ト普遍教トヲ兼ネタル如キモノアリテ、区区一定セズ。

以前は、神道は祖先教であり道徳教であるとしていたところを、ここでは「祖先教」「普遍教」「祖先教と普遍教とを兼ねたる如きもの」に三分類するに至っている。さらに例を挙げ、次のような分類を提示する。

現在存在スル十三派神道ニ就テ之レヲ觀察スルニ、扶桑教ノ如キハ造化ノ三神ヲ祭り、金光教ハ天地金乃神ナル神ヲ祭り、此等ノ神ハ天帝・仏等ト同ジク天地人類創造ノ神ナルガ故ニ、是等ハ純然タル普遍教ト称スルヲ得ベキニ似タリ。而シテソノ他ノ各派ハ、皆歴史上ノ神タル具体的ノ神ヲ祭神トスルモノナレバ、此等ハ祖先教ニ近キモノトイフベキニ似タリ。而シテソノ中ニ於テ、天理教ノ如キハ、日本紀ニ於ケル国常立尊以下十柱ノ神ヲ祭神トスルガ故ニ、コハ一方ニ於テハ祖先教ノ形ヲ備フレドモ、然シ乍ラ又一方ニハ此ノ十柱ノ神ヲ総合シテ天理王命若クハ天理王神ト称シテ、十柱ノ神ノ御霊トハタラキトヲ抽象的ニ呼ブコトアルガ故ニ、此ノ場合ニ於テハ所謂天理王命ハ普遍教ノ祭神タル性質ヲ具フルモノト見ルヲ得ベキニ似タリ。

「扶桑教」「金光教」を普遍教に充て、それ以外の各派を祖先教とし、「天理教」については両者を兼ねるものに位置づけていた。こうして本章の多くを教派神道の分類と比較に割いている。

第三章「宗教としての神道の目的」になると、タイトルのとおり、もはや神道の中核は宗教となつてゐる。まず、宗教の目的は「個人の靈の救済」にあるという。さらに「現世ニ於ケル個人ノ心ヲ救済シテ、之ニ安心立命ヲ与ヘ、ソノ個人ヲシテ神若クバ仏ト一致セシムルニアル也。換言スレバ、宗教ハ神若クバ仏ガ最初人類ニ与ヘタル本性ニ復スルコトヲ命ズルモノ也」と意味づけた。

そして、これまで再三にわたつて神道を表してきた「敬神・忠君・愛国」だったが、ここでは「神道ハ敬神忠君愛国明倫ヲ教フルヲ以テ目的トナス如キモノアルハ大ナル誤也」とまで否定されるに至つた。「敬神・忠君・愛国・明倫」を教えることを目的にするのは「政治教育道德」であつて、「宗教としての神道」の目的ではないとされている。では「宗教としての神道」との関係はいかなるものか。

ソハ救済セラレタル靈ヲ有スル個人ハ、当然必至ノ結果トシテ自ラ敬神忠君愛国明倫ノ人トナリ、家ニ在リテハ孝弟、国ニアリテハ従順ノ民トナリ、期セズシテ教育勅語・戊申詔書等ノ御主旨ニ適フ如キ人トナルモノ也。

それは目的ではなく、結果なのである。なぜそうなるのかは、「神道ト他ノ外国教トノ此点ニ関スル差異」によつて説明する。

神道ハ、我が皇室ノ御祖神并ニ国民ノ祖神ヲ信仰ノ対象トナシ、若クバ仮令造化三神ノ如キ、天地金乃神ノ如キ多少普遍教ノ祭神ニ近キ神ヲ祭ルニシテ、ソノ神ハ自ラ我が歴史上ノ神ト縁故ヲ有スルノ神也トノ理由アリ。信仰ノ結果ハ当然敬神忠君愛国ノ人トナルベシトイヘドモ、外国教ヲ信仰スルモノハ、ソノ祭神ガ日本ノ歴史ト關係ヲ有セザル神ナルガ故ニ、ソノ信仰ノ当然ノ結果ハ、個人トシテ善人トナルニ止マツテ、我々ノ所謂敬神忠君愛国トイフ如キ事ハ、只ソノ宗教ノ自存上ノ必要ヨリ形式的ニ之ヲ行フニ過ギザル也。

神道は「日本の歴史と關係」を有する神を信仰するがゆゑに、信仰の結果「敬神・忠君・愛国」となるといふ。こ

こで皇室および国民の祖神に、教派神道の祀る神々を併記しているところからも、「神道」概念の中に教派神道が相当の地位を与えられていることがわかる。

さらに、神道における宗教史的研究についても考察が深まっている。たとえば大祓の詞を例に挙げ、

大祓の詞の中に、種類の疾病および天然・人為の災害をもつて、皆人人の心の汚れによりて生ずる所なりとなし、これを神に謝罪して、その罪惡を再びせざる事を誓えるを見るべし

と、両部神道から伊勢神道、垂加神道へと連なる祓の効能や心身の清浄を尊ぶ觀念などを検討に加えている。廣池は前述の卒業生対象「神道講義」において、これらの神道思想を「学問として研究する価値なし⁽¹⁶⁾」と軽く見ていたが、結果的にそこで説かれている内容を評価することになっている。そして、神道の信仰を得たものの特性を次のように概括した。

死ニ至ルマデ己レノ心ヲ改良シ、過去ノ罪惡ヲ去リ行ヲ正シクシテ家業世務ニ努力シ、而シテ余力アラバ何程ニテモ人ヲ愛シ世ヲ益スルコトヲ為サントシ、ソノ精神常ニ活氣ヲモツテ満たサレ、如何ナル不幸ノ境遇ニアツテモ満足ト歎喜トヲモツテ愉快ニソノ日ヲ送り以テ一生ヲ感謝ノ間ニ終ランコトヲツトムル也、

神道者としての生き方にかなり踏み込んだ内容であるといえよう。そして、次のように古代と現代を結ぶ。

是レ即、仏教伝来以前ノ日本民族ガ活発ニシテ雄大ノ氣象ニ富ミ、遠征・探検開拓ノ事業ニ服シテ着々成功セシ所以ニシテ、又現代ニ於ケル善良ナル二三ノ神道教派ノ信者ガ等シク邁進取ノ氣象ニ富ム所以也。

このように、仏教伝来以前の古神道的日本人の氣質と現代における教派神道信者のそれとを連続するものとして関連づけているのである。

二、講義の特色と教育的成果

(一) 講義内容の考察

上述の講義内容の特色をあげると、神道の宗教的側面に深く切り込み、とりわけ教派神道を「現代の神道」という観点から神道史の展開の本流に位置づけていることであろう。廣池のこうした観点は、『全国神職会々報』掲載の「神道の性質」⁽¹⁷⁾に端的に述べられている。ここでは、神道を三つに分類し、

- 一、固有神道、日本の極く古代よりあつたところの所謂原始的神道
- 二、四大人の唱へられたところの神道、神道は即ち皇道と云ふやうな意味を持たせて居る神道
- 三、現今宗教として行はれて居るところの神道、即ち大社教とか或は黒住教とか天理教とか大成教とか云ふやうな教會的神道⁽¹⁸⁾

として、三の「教會的神道」つまり教派神道を、一の「原始的な神道」の宗教面が中世・近世の各神道を経て現代に展開したもの位置づけている⁽¹⁹⁾。一方、二つ目の「神道は即ち皇道」の内容は「敬神忠君愛国」であり、「宗教としては不備なる点がある」として次のようにいう。

是は一つの日本国民としての倫理、日本国民としての特殊の倫理を示したものであり、道徳を教へたものであると云ふやうな風のものでありまして、是は宗教としてはまだ形をなして居らぬからであるのです、之を眞の宗教として仏教、基督教に対する立場から云へば神道は皇道だけの教では足らぬのであります、それに付いてはどうしても所謂教會の神道と云ふものが必要があるのであります⁽²⁰⁾、

このように必要性を説いた上でさらに、教派神道は「神徳を国民に知らしめて救世済人の大事業に当らねばならぬ地位に居る」⁽²¹⁾とその存在意義を強調している。開講初期のころに、神道とは「敬神忠君愛国」のこととしていたころから一年程度でいかに神道観が大きく推移しているかが知られよう。

このように教派神道を扱う神道論は、他の研究者に比べると時期的に格段に早く、また独特のものであった。井上順孝は戦前の教派神道研究について次のように述べている。

大正時代から昭和の初期にかけては、神道学者が教派神道に言及する場合は、これを本来の神道からすると傍流ないし異端的と位置づけるものもあり、神道史全体から見れば、教派神道は近代に至ってあらわれたごく特殊な神道の形態という観点から、手短に処理されている場合がほとんどであった。⁽²²⁾

戦前はこのような状況であったのであり、しかも本格的な研究は昭和を過ぎた頃にならないとはじまらないという。それに対して廣池は、明治の末の段階ですでに教派神道を正面から論じており、「黒住教と金光教」と題する論考の連載なども行っていた。⁽²³⁾

こうした特徴は、同時代の他の研究と比較してみても顕著である。田中義能は、廣池の「神道の性質」の一年半前の四十一年六月、神道同志会において「神道の内容に就て」という講演を行っている。⁽²⁴⁾講演録によると、「政治宗教道徳といふ、三大系統が即ち三大要素を成して居る」と、廣池と同じく神道を三分類しているが、その基準が全く異質であることがわかる。しかも、田中は「宗教」的側面に言及があるものの、範囲は黒住宗忠、井上正鉄までである⁽²⁶⁾、近代以降の教派神道についてはまったく触れていない。⁽²⁷⁾

また井上は、昭和七年の「本科学科課程表」もとに、皇學館では鶴藤幾太が講義において教派神道に言及したと見て「昭和の初めの頃に教派神道論が盛んになる」と考えていたが、⁽²⁸⁾実際には明治四十年代にかなりの水準にまで高め

られていた。四十三年十一月十九日には、皇學館において廣池による課外講演「黒住教、金光教に就て」⁽²⁹⁾が行われていることから理解されよう。

廣池は教派神道の研究に際して、文献の分析だけでなく、関心を深めた教団については信徒の家に住み込み、教会に通い詰めるなどまでして実態調査に努めている。⁽³⁰⁾「戦前においてほとんど展開を見せなかった」といわれてきた「社会学的視点及び人類学的視点」⁽³¹⁾を積極的に用いた研究を展開していたのである。

廣池の神道に関する研究教育の特色はおおよそ以上だが、このような展開をみせた背景には次の諸要因が考えられる。

まず、「神道史」開講以前から、中世から近世に至る神道思想史および教派神道について、『古事類苑』神祇部四十三・四十四の「神道」上・下の編纂の経験⁽³²⁾によってある程度の知識を有していたことである。次に、伊勢における下宿先の従業員など、敬虔篤実な天理教徒との接触があり、早くから実例に対して良好な関係を持っていたことがあげられる。廣池は例えば言語研究においても「車夫馬丁の片言も、ゆるがせには聞かない」⁽³³⁾と庶民の日常について強い関心をもっていた。こうした民俗学的見地から信徒の言動に対して鋭い観察眼が開かれていたのである。また、皇學館の学生たちからも天理教の情報が寄せられていた。⁽³⁴⁾それから、もともと神道の門外という自覚があったため、従来の学説に囚われず、神道の本流・亜流の先入観が希薄であった。等々、さまざま要因が考えられるが、もつとも決定的であったのは、科学性や公平さを重んずる学者としての良心であろう。廣池は天理教の調査をまとめて出版する計画があったようだが、遺稿に次のように記している。

かくの如き社会に誤解せられつつある新興の宗教に関して、先づ筆を染むる如きは自重の道にあらざと称して、予を沮みたる親友ありしと雖も、予は学者の徳義として真理發揮の爲め奮然此壮学を敢てするものなれば、希く

は読者は之を精読して、予の本編発表の偶然ならざるを悟られ、併せて予の記事を確む可く、該教者に就きて其信仰の状態を調査せられむ事を。⁽³⁵⁾

当時、教派神道は「迷信的な邪教」として蔑まれる傾向にあり、それを研究対象にすることは避けるべきと、友人から忠告があった。しかし廣池はそのような誤解を解いていくことも学者の「徳義」として重視し、真理を明らかにしようとするとともに、他者に対してもそのような態度を推奨していたのである。

(二) 教育的成果

廣池は著書『伊勢神宮』（明治四十一年）の中で、精神教育の重要性を次のように述べていた。

智的教育に於ては、天下到る所其隆盛を極むと雖も、精神教育の事業に至りては、闕然亦之を見聞するを得ず、是れ豈に憂懼すべき現象にあらずや、夫れ、我固有の民族性を發揮し、我金甌無欠の国体を維持せむとするには、必ずや特に力を精神教育に尽さざるべからざるに、而かも、文部省の如き、其費用限りありて、十分に此種の教育費用を支出すること能はず、是を以て、神宮の如き、神聖にして、世俗の上に超然たる方面の官衙に在りて、特別の費用を、国家并に国民に求め、以て此方面教育事業を営む事は、我国目下の急務と謂はざるべからざるなり。⁽³⁷⁾

智的教育についてはどこでも行われていることであり、神宮皇學館こそは、精神教育の拠点であるべきことを記している。ここでいう「精神」は、邦憲王令旨にいわゆる「皇国の道義」と重なるものとみてよい。これを実現するため、廣池は「日本固有の道徳法」を講明する「神道」を開講し、「敬神・忠君・愛国」を掲げ、さらには人心の救済まで説いてきた。

このことがある程度実現していたであろうことは、次の『参宮新報』における廣池への言及によっても知ることができよう。

皇學館の教壇に立って、神祇史を教ふる間に、氏、特有の神道を説き、進んでは現実神道をも講説すると云へば、知識の啓発さるゝ事は、従来之比ではない、皇學館出身者は、他に超絶した宗教の力を得られるのであるから、少なくとも「信仰の幸福」を領たれる筈である⁽³⁸⁾

廣池は「神道史」の中で、神道の信仰を得て救済された者は、当然の結果として、敬神忠君愛国明倫の人となると講じていた。この理論からすれば、「他に超絶した宗教の力」を得たならば、おのずから皇国の道義を実践躬行することになるものと解されよう。

ここで、卒業生たちが講義の印象を語っているので、それらにも触れておきたい。

明治四十五年、神宮皇學館へ入学した高原美忠と西村為示が、廣池の講義に関する記録を残している。廣池は大正二年二月に退官しているので、二人とも講義を受けたのは一年に満たず、「神道史」の講義は受けていない。しかし、一年次において廣池から自著『伊勢神宮』を教科書とした授業を受けたとする点で二人は一致する見解を持つ。その科目名は不明であり、西村が「先生の著書であります『伊勢神宮と我_レ国体_ニ』と云う書物も習ったかと思っております⁽³⁹⁾」したが、それは直接学科としてはなかった様であります⁽⁴⁰⁾といっていることから、正課ではない可能性があるにしても、高原による「『伊勢神宮』を」一学期の間に全部講義なさいました⁽⁴¹⁾との回想からして、相当量の時間が費やされていたことがわかる。

また、明治四十三年入学の久保田早苗にも『伊勢神宮』への言及がある。久保田によると廣池は、「入学時の第一時間目」に、本書第一章序説を「新入生を前に、虔しく朗々と読み上げられた」という。さらに、「肅然、襟を正し

て傾聴した学生は、「後日は暗誦して、何かの席上皆でこれを唱和した」と回想している⁽⁴¹⁾。このことからわかるのは、明治四十三年度の新入生が最初に受けた授業において、廣池の『伊勢神宮』が講ぜられ、学生に鮮烈な印象が残るとともに、皆で唱和したというほどであるから、その神宮論が広く浸透していたということである。

久保田はさらに、廣池らの日常についても記録を残している。「教官室の付近、廊下のあたりを偶々通ると、先生方はそこに屯して、お行儀の悪い姿勢で、何か議論をやり合っておられるのをしばしば目撃した」という。そして、「そんな時の一方の旗頭は広池先生で、他が湯浅先生」であり、「お二人とも同じ支那学で、侃々諤々渡りあつたであろうこと」を、両者が教室でも時々、「湯浅が……」とか、「広池が……」と口走ることから推察し、「その都度、私等は下を向いてクスクス笑った」という。⁽⁴²⁾ 皇學館における教員間の盛んな学際的交流をうかがわせる一幕である。

次に、高原の回想にももう少し触れておこう。高原は廣池の講義を例えて「優れた料理人が目の前で新鮮な食物をそのまま調理してすぐ食べさせてくれる」、そのような印象だったといい、「生きた学問というのは、こういうものか」と思ったという。そして「学問の仕方というものを身をもって教えられた」と深く学恩に感じている。⁽⁴³⁾ さらに、「私のこのような考えは、後になってひよつと思ひ出してみると、昔、広池先生が言っておられた、ああいうお心が、私の胸のどこかに残っておつて、ふとそれを思い出させていた」と、⁽⁴⁴⁾ 自身の思考の中に溶け込んだ廣池を評していた。そして後年、そうした印象を、後進の研究者たちに語って聞かせている。⁽⁴⁵⁾

以上のことから、明治四十五年の上田万年の講演において「世間に学校で神社宗教に関する智識は皇學館以上に進んで居るものはない」「神道の精神を教育に入れるのはどんな風にしたらよいかなどといふ様なことは、此学館の方が日本に於て最權威を有するといふて差支ない」と評されていたことの所以が知られることであろう。⁽⁴⁶⁾

ところで、後半の「神道の精神を教育に入れる」という点については、特に廣池の『伊勢神宮』を軸に展開したこ

とによる成果が大きく、上田は、前述の学内への浸透だけでなく、対外的な普及をも評していたと思われる。というのも、本書による教化活動は、とりわけ教育界において顕著な成果を上げていたことがわかっている。

本書が流通する第二版が発売されたのは明治四十二年の三月であり、十月の神宮式年遷宮の盛儀を控えた、またもない時期であった。文部省は各学校に対して、遷御の当日、神宮に関する講話を行うよう通達している。⁽⁴⁷⁾このとき講話者たちにもっとも重宝されたのが廣池の『伊勢神宮』であった。そのころ本書以外に神宮に関する手ごころな概説書が存在せず、通達から遷御当時まで日数が少なかったこともあって、需要が集中したのであろう。長谷外余男によると、本書は「未組織の書籍に乏しい斯界に於ては正に空谷の跫音」であつて、「神宮御遷宮当日各学校其他に於ける遥拝式に際し講演者が皆争うて此著に憑つた」ということであつた。⁽⁴⁸⁾

それに至るまでの斯界の論調はというと、「神道を普通教育に結び付けんとするに考えを及ぼすもの少ないのは頗るいぶかしき次第」⁽⁴⁹⁾とか、「神宮其他神社のわが国家との關係に至りては、聊かも教授せらるゝ所なし」⁽⁵⁰⁾というような状況である。こうした世相にあつて、『全国神職会々報』では、さきの通牒について「我団体と神宮との關係に付該事項を学校生徒の脳中に徹底せしむるの主旨」⁽⁵¹⁾と、発令の意図を独自に形容しており、教育界において何が求められているのかを明らかにしていた。そこへきて、『伊勢神宮』の第一章は「伊勢神宮と我団体」だったのである。『伊勢朝報』には次のような事例がある。

皇學館の一年生某が或る日先生に面して、自分が中学校在学中受持教師から神宮の講話を聞いた時に仲々に詳密を極めたので心窃に教師の博識に感じてゐたが、本校に入学して右は全く先生の伊勢神宮を受売りしたることが判りましたと大笑ひしたことがあつた⁽⁵²⁾そうな

廣池により皇學館から発信された神宮論が、当時の教育界において上田のいう「最權威」の位置にあつたというこ

とが領けよう。

三、神道者としての歩み

(一) 神道信仰と天理教入信

『全国神職会々報』の廣池談「予が信仰」によると、廣池は教派神道の研究を進めるに従い、次のような心境にいたって神道の信仰を得ることとなった。

今回実地に就いて、其の真面目を深く研究をなしとげた結果、現代の神道の宗教的価値並に信仰者の状態の、意外に立派であるといふことを知り、而して其の教理の高尚純潔なるところに感動して、思はず信仰の念が起こるやうになつたのである、之れが先づ、我輩が神道の信仰に入つた径路の概略である、⁽⁵³⁾

「現代の神道」つまり教派神道は、研究対象としての存在が先にあり、研究の結果「高尚純潔」であることに感動して信仰の念が起こつたという。

廣池は教派神道十三派のうちの二、三の教派を評価し親しみを持っていたが、その中からさらに選択されたのは天理教であった。このことは当時の皇學館学生にも明瞭に認知されていて、「廣池先生は天理教を研究してゐられる間に、ほんとうに天理教信者になつてしまつた」と端的に記録されている。⁽⁵⁴⁾

入信の経路を簡単に触れると以上だが、ここでも廣池の神道観が表れている。次の「本部へ」と題された遺稿を見てもみよう。

予ハ当春、學術上ノトシテ御教取調ニ參リ、爾來研究ノ末更ニ實地取調為、信者古市服部ノ宅ニ同居致シ、傍

廣池千九郎の神宮皇學館における神道教育（橋本）

ラ川崎分教会へ参り、度々御教々理ヲ聴聞致シ、且各地御教信者行動調査致候処、予ガ将来信スベキ神道ハ固有神道ハ今日ニ御教ナルヘキ事ヲ発見スルニ至レリ。
モ既ニ堅ク信ス

「将来信すべき神道」は御教（天理教）であり、「固有神道」は既に堅く信じているというから、固有神道への信仰が土台にあり、さらに現代の神道としての天理教を重ねて信仰するという態度であった。「予が信仰」にも、「予の信仰は其根底が古代神道にあるので、現代の一二神道の教義のみによつたのではない」と断っている。⁵⁵ 学説ばかりでなく自身の信仰においても、教派神道は日本古来の固有神道を継承し、現代に展開するものとの認識に立っていたのであった。

また、講義ノートに見られた「敬神尊王愛国」と信仰との関係についても、「敬神は四大人の主義によれるものにて所謂敬神に伴ふ尊王愛国の実行を目的とする現世的神道の信者なり」と、前後関係を明らかにして自ら実践する意思を表している。

以上のように廣池は、「神道史」講義の中で説いていた神道を、自ら行動する求道者としての道を歩み始めていたのである。

ただ、当時の一般的認識において、教派神道を日本古来の神道精神を継承するものとして積極的に信仰するという意向はやはり少数派であった。廣池は天理教団からの依頼を受けて精力的に活動を始めたころ「出張して講義をお願いしたいとか、お助けを頼むとか、いろいろの要請依頼が次々とあつて忙しいが、一方、皇学館の教授仲間からは冷たく白眼視され、批判される」と、同僚たちからの不評についてこぼしている。⁵⁷

さらには教え子からも憂慮の声が上がっていた。加茂氏宣は、廣池に送った書簡の中で、ある天理教徒から「廣池様が天理教の經典は教育、戊申の両勅語と一致し居候由述へられ、今後大ニ同教の為に尽力せむとて現今上京中なり」

と聞いたことに疑念を抱き、次のように述べている。

先生が個人として天理教に御尽力相成るは誠に結構に有之候へども、御承知の神道と宗教とは大に趣を異にし、或る点に於ては両者相容れざる事も不少と存候。殊に、先生は皇學館御教授の御身を以て天理教に御尽力遊ばざるは、さなきだに両者を混同する世人は一層誤解を招く事あらむかと心窃二心痛致居候。⁽⁵⁸⁾

加茂といえは在学中、古川左京らとともに「神道研究会」の立ち上げを企て、学校側の反対に遭い「祭式研究会」と名を変えつつも、廣池らの協力を得て教派神道を研究していたメンバーの一人である。⁽⁵⁹⁾ その人ですら、廣池の方針には賛同できていない。しかも、書簡中の「神道」は宗教と大いに趣が異なるというから、神道を倫理道德もしくは宗教に超越するものとする立場に立っており、廣池の神道観の進展に追いついていないことがわかる。

『全国神職会々報』掲載の、「予の神社並に神道に対する主義態度を明にす（明治四十三年一月五日或人の問に答へし草案）」は、この加茂の書簡に対する返答であった。ここで廣池はまた、「予は神徳を伝へ神道を普及する上に於て神道各派の教育を重く見る者」⁽⁶⁰⁾との持論を重ねて述べる必要があったのである。

(二) 退官

もともと病気がちであった廣池は、大正元年九月ごろより症状が悪化し、十二月には死線を彷徨う重体に陥ったことは前に記したとおりである。そのとき廣池は、神に対して誓いを立てて延命を請う。「もし命が助かるのであれば、すべてを神に捧げて人心救済に専心する」と。

その後奇跡的に生還すると、廣池は誓いを実践すべく、天理教団からの招聘を受け入れ、大正二年二月、神宮皇學館を退官し、天理教本部の要職に就任する。こうして廣池は皇學館を去り、現代神道における宗教者としての道をひ

たすらに進むこととなった。⁶²

廣池はちょうどそのころ、法学博士の学位を授与されていたこともあり、皇學館から退こうとする動きが知れると、方々から引く手数多だったが、⁶⁴ こうした誘いもすべて断った。妻春子は、翻意させるために三日三晩の説得を試みるが失敗に終わる。春子に引き留めを頼まれた木村春太郎も、「友人たちはもちろん、あらゆる事情、あらゆる利害関係を話して引き止めたが、なんとしても聞いてはもらえなかった。あれだけの学者を、誠に誠に遺憾千万、奥様には重々ご同情申し上げる」⁶⁵と返すしかなかったという。

このような周囲の反応からもわかるように、教派神道へ身を投じることは学者生命を失うことに近い。廣池自身も以前より、信仰を持つことですら「もし御教信者と言うことになれば、小生共も其現在の地位は保ち難し」⁶⁶と覚悟していた。教派神道は依然として特殊な世界であり、その中に入るといことは、前掲の書簡で加茂が記していたような世間一般の認識する神道から、離脱することになるといっても過言ではない。『神道人名辞典』⁶⁷における廣池の事跡が皇學館退官で終わっているのも、こうした事情によるものと考えられる。

おわりに

以上、廣池の神宮皇學館における神道教育の展開をみてきた。明治四十一年八月の卒業生対象「神道講義」における道徳としての神道もしくは祖先崇拜としての神道から、宗教方面を軸に幅が広げられたものである。古代における固有神道の概念規定と、「四大人の神道」（皇道）と宗教的神道との整理、そして固有神道の宗教的側面が現代的に発展したとみる教派神道の解析であった。加えて、神宮を中心とする国体論の発信である。

これらのことから、東京帝国大学、皇典講究所・國學院と並ぶ神道研究の拠点、神宮皇學館における神道学形成史の豊富な資料の存在が明らかとなり、今後ますます研究の深化が期待される。

また、廣池は皇學館の歴史の上にも相当の足跡を残していたことがわかった。「主として館町時代の二十年間に醸成された」という「学館の伝統的美風として誇るところの、一種言ふべからざる氣風」⁽⁶⁸⁾は、湯浅・安藤らとともに廣池の少なからぬ遺産によるものと考えられる。

こうした諸点が明らかになったと同時に、新たな課題も浮上した。一つには、廣池が去った後の皇學館における神道がいかなる経過を辿ったかである。人事上は、阪本廣太郎が大正二年九月二十三日に教授へ就任しているのが、定期的に廣池の後任とみていいだろう。ただ、阪本は専門からして「神道史」よりも「神祇史」が主であったと思われる、木村春太郎も継続して在籍しているので「神道」は木村だったかもしれない⁽⁶⁹⁾。教派神道の研究については、昭和に入るところまで絶えてしまっていたようである。いずれにせよ、今のところ内容については不明というほかない。

二つに目には、廣池における「神道」がその後どうなったかである。廣池は天理教の幹部として当教本部で過ごすのはおよそ二年間であり、その後教団から離れている。廣池の天理教観、つまり固有神道の現代的展開としての神道は、結局、独自の宗教を志向する教団側の天理教像とは相容れないものがあつた。

廣池は天理教団を去ると、学者としての立場に復帰して、道德の研究と教育に専念し、その成果を主著『道德科学の論文』にまとめている。その過程で神道についても『日本憲法淵源論』などの優れた業績をあげつつ、道德論の中に織り込み新たな展開を見せた。

『道德科学の論文』において廣池は、世界の代表的な道德を五つに系統づけ、その一つに日本皇室に伝わる伝統的道德を数えているが、その根底には皇国の道義「神道」が据えられている。廣池の神道研究は皇學館退官で終わった

のではなく、道徳研究の中に取り入れられる形で継続していた。廣池における神道はこのような観点から長期的な視野に立って研究していかねばならない。廣池の人生における神道をもう一度洗いなおす必要がある。

付記

本稿と拙稿「神宮皇學館における廣池千九郎の神道講義」は、京都産業大学所功教授（当時）が廣池の講義録に注目し、筆者に発表を勧められたことに起因する。皇學館に関する資料収集では学校法人皇學館館史編纂室渡辺寛室長と同大平和典助教の多大なご支援を賜った。そして両氏および神宮文庫関係者への紹介等、何かと労を採られたのは同大学神道研究所山口剛史助教であり、氏の協力なくしては本研究はなし得なかった。心より感謝申し上げる。

註

(1) ひろいけちくろう（一八六六—一九三八）。神宮皇學館在籍は明治四〇年六月から大正二年二月。『古事類苑』編纂員を経て本館教授就任。のちに現在の麗澤大学およびモラロジー研究所を設立。人物の詳細については、モラロジー研究所編刊『伝記廣池千九郎』（平成十三年）参照。文中の「廣池」と「広池」の書体の相違は原文の表記による。なお、廣池を含めすべての敬称および敬語を省略させていただく。

(2) 拙稿「神宮皇學館における廣池千九郎の神道講義——教授就任から「神道講義」開催まで——」『神道史研究』第六十一卷第二号、平成二十五年十月。

(3) 従来の研究とそれを反映した前掲『伝記廣池千九郎』には「五月から開始された」（同、三六五頁）とあるが、この時期を積極的に示す根拠はない。中国から帰国後まもなくの五月に、桑原から卒業生対象「神道講義」に関する相談を受けているの

でそれと混同されたものと思われる。

- (4) 遺稿「皇學館講義の緒言メモ」(仮題) 廣池千九郎記念館蔵。以下、収蔵場所を明記しない文書類はすべて同記念館収蔵品である。なお、引用に際して句読点、濁点、仮名の統一など適宜補った。

- (5) 安藤ほか本科生十九名の連署をもって館長に呈された要望(全五六ヶ条)。次のように記されている。

五、神道科をおくこと。

神道はわれわれの攻究すべき好箇の題目なり就中国学者の最注意すべきものなり。然るに従来之を等閑に附せられたるは生等の深く怪むところなり、願はくは自今この一課をおきて専是か攻究を計られむことを(『館友』二八九号、神宮皇學館々友会、昭和七年六月、二五頁。開陳書の日付は明治三十年五月六日)。

- (6) 廣池千九郎『伊勢神宮』(私家版) 明治四十一年十二月、九二頁。なお本書は増訂の上、四十二年三月に早稲田大学出版部から公刊された。

- (7) 「神宮皇學館創立六十周年記念誌」『館友』四〇九号、昭和十七年六月、三八頁

- (8) 神宮皇學館編刊『神宮皇學館五十年史』昭和七年、一九四頁

- (9) 廣池千九郎『回顧録』広池学園出版部、平成三年、二七頁等参照。

- (10) 廣池は大正二年二月三日付退官(廣池千九郎記念館蔵「免官辞令」)および『神社協会雜誌』第十二卷第二号・大正二年二月号、五三頁)。安藤は大正五年早稲田大学ならびに日本女子大学に移り、湯浅は大正十年、広島高等師範学校へ転任した。森田は館長就任後昭和五年退官した。森田は昭和九年の大学昇格運動の際には助力しようだが、この明治四十四年の件に言及した記録は見られない(皇學館百二十周年記念誌編纂委員会『皇學館百二十周年記念誌』学校法人皇學館、平成十四年、参照)。

- (11) 「本科四年生十八名は廣池教授に引率せられ十月二十三日出発十日間の予定にて東京市に修学旅行」(『母館だより』『館友』

廣池千九郎の神宮皇學館における神道教育(橋本)

四十二号、明治四十四年十一月、一頁)

(12) この点を廣池は「予ハ先ニ早稲田大学法科大学ノ教授ヲ辞シテ皇學館教授ニ就任セリ故ニ人皆予ヲ以テ同館長兼務ナラムト云ヒ合ヘリトゾ 本文ニ館長トアルハ博士モ亦右ノ如ク聞キ伝ヘラレシモノナラム」と注釈している。

(13) 拙稿前掲「神宮皇學館における廣池千九郎の神道講義」参照。ほかにも、第二章、第三章と書かれた遺稿はあるのだが、異線のない和紙に書かれていることと、教派神道の理解が相当に深まっていることから該当しないと判断した。

(14) 廣池皇學館教授談「予が信仰」『全国神職会々報』一四七号、明治四十四年一月、二六頁

(15) 「母館だより」『館友』第六号、明治四十一年十一月、一頁

(16) 「神道講義」六十七

(17) 廣池千九郎「神道の性質」『全国神職会々報』一三五号、明治四十三年一月、一二～二四頁。これは同四十二年十二月十八日に國學院において行われた講演の記録である。廣池の講演原稿も残されている。

(18) 廣池前掲「神道の性質」一三頁

(19) 同一七頁。廣池は遺稿「現代神道十三派大要」に、「我固有神道は徳川時代に至りて倫理的部分ハ山崎派及び四大人派の神道ニよりて發揮せられ宗教的部分ハ天理実行黒住禊金光等各派の教会神道ニよりて發揮せらる」とも記している。さらにその後、天理教については「我日本固有の神道とは、正に符節を合はすが如くに一致するを見る」(余の天理教教育部に入りし理由)三『中外日報』大正二年三月二十九日)とまで評している。

(20) 廣池前掲「神道の性質」二一頁

(21) 同、二三頁

(22) 井上順孝『教派神道の形成』弘文堂、平成三年、六七頁

(23) 「黒住教と金光教」(一)～(六)『参宮新報』明治四十三年十一月六・九・十三日

(24) 『全国神職会々報』一一七号、明治四十一年七月、八一頁

(25) 田中義能「神道の内容に就て」『全国神職会々報』一一九号、明治四十一年九月、一〇頁

(26) 同、九頁

(27) 本講演録の内容は、田中の単行本『神道の本義』(日本学術研究会、明治四十三年)第七章に収められている。タイトルは「神道の性質」であり廣池のものと共通する。ここでの「神道に於ける三方面の説明」は講演録と変わりはない(二〇九頁)。

(28) 井上順孝「神道系教団に関する終戦前の研究状況について」『國學院大學日本文化研究所紀要』第五十一輯、昭和五十八年、二五六～二五七頁

(29) 「母館だより」『館友』三十一号、明治四十三年十二月、一頁

(30) 廣池前掲『回顧録』四頁。岡山備中への黒住教・金光教に関する出張調査の記事(『参宮新報』明治四十三年十一月六日)や、地方自治体へ天理教徒の実態調査依頼の記録(福岡県三潴郡長津村真次の調査報告)もある。禊教との接触を示す乾久三郎管長からの明治四十年代の書簡二通も現存する。

(31) 井上掲掲「神道系教団に関する終戦前の研究状況について」二九四頁

(32) 廣池は神道に関するこの二巻を構想の段階からすべて一人で編纂している(「原稿受領簿」神宮文庫蔵)。詳細は、西川順土『近代の神宮』(神宮文庫、昭和六十三年、第七章)。同「古事類苑編纂史話(六) 神祇部の編纂(一)」「古事類苑 月報」九、吉川弘文館、昭和四十二年)

(33) 井上頼寿「神宮皇学館時代の広池博士―広池さんの思い出」『社会教育資料』三十二号、道徳科学研究所、昭和三十六年九月、七三頁。頼寿は、皇學館における廣池の同僚井上頼文の子である。廣池と頼文の会話をよく聞いていた。

廣池千九郎の神宮皇學館における神道教育(橋本)

(34) 「明治四十二年に至つて私の教へて居る神宮皇學館の学生から、全国に於ける天理教信徒の状態を側聞き、其一種異様のものなる事を想像致し、夫から之を研究する事に致しました」(廣池千九郎著・刊『近世思想近世文明の由来と将来』大正五年、五六頁)。廣池前掲『回顧録』(四頁)にも同様の記述がある。

(35) 「天理教の真相・天理教調査大要」。皇學館の教授たちから「ミイラ取りがミイラにならぬように」と注意されたという記録もある(廣池富『父廣池千九郎』廣池学園出版部、昭和六十一年、四三頁)。

(36) 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』岩波書店、平成十五年、一三三三頁

(37) 廣池前掲『伊勢神宮』九一頁

(38) 『參宮新報』明治四十三年十一月六日

(39) 講演録 多賀大社宮司西村為示「神宮皇學館に於ける廣池博士を思ふ」昭和三十一年九月二日、於多賀大社多賀講本部

(40) 高原美忠「神宮皇學館教授時代の廣池先生」『社会教育資料』四十七号、道德科学研究所、昭和四十一年、二月、一三四頁

(41) 久保田早苗「恩師廣池千九郎先生の思い出」『社会教育資料』三十八号、道德科学研究所、昭和三十九年四月、四六頁

(42) 同、三七頁。「湯浅」は漢学者湯浅廉孫。詳細は、前掲『皇學館百二十周年記念誌』八四頁を参照。「湯浅君と共に切磋し琢磨する支那学専攻の学者が少ない」(同、八五頁)というのは廣池が去つた後のことだった。これらのほかに、廣池から「ここに居る間に生きた勉強をしっかりとしなさい」などといわれたという、山田周次による回想も残されている(昭和五十六年六月、山田周次談。聞き手 波部忠司。山田周次は明治二十二年十二月十四日生まれ、明治四十三年四月神宮皇學館専科入学。同十二月、父逝去により中退。昭和五十年当時、船岡妙靈教会教会長)。※平成二十四年八月十日、波部忠司氏に橋本面談確認。

(43) 高原前掲「神宮皇學館教授時代の廣池先生」、一三三三頁

(44) 同、一三六頁

(45) 「高原美忠先生（八坂神社宮司）は、私が皇學館大学へ赴任した当初の学長であり、その恩師広池教授の思い出をよく話された」（所功『古希随想』、歴研、平成二十四年、五七頁）

(46) 神宮皇學館創立三十周年記念式典における講演（『勢陽学報』第一号、神宮皇學館学友会、大正二年七月、四頁）。渡辺寛はこの講演を引いて皇學館における神道の研究・教育の充実を示していた（『神宮皇學館における神道の研究と教育―『神路』解題にかえて―』、『神路』第十号、第十五号、皇學館大学出版部、平成二十一年）が、その時はまだ担当者は明らかではなかった。ちなみに、この時点で上田は廣池と旧知であり、その業績をよく知っている（廣池前掲『回顧録』一六八頁参照）。また廣池著『支那文典』（明治三十八年）には上田の序文がある。

(47) 明治四十二年九月二十三日「伊勢神宮遷御式挙行二付小学校中学校高等学校実業学校等児童生徒二神宮ノ由来等ノ訓話取計方一」（文部省編『文部省例規累算』第三卷、大空社、昭和六十二年、六七六頁）

(48) 長谷外余男「『伊勢神宮』の批評について」『館友』第十八号、明治四十二年十一月、一六頁

(49) 岡部精一「全国の中小学校に伊勢大神宮を勧請せよ」『神社協会雑誌』第八年第一号、明治四十二年一月、十二頁

(50) 『國學院雜誌』十五卷十号、明治四十二年九月、一〇〇頁

(51) 『全国神職会々報』一三二号、明治四十二年十月、五〇頁

(52) 『伊勢朝報』明治四十四年五月十七日

(53) 廣池前掲「予が信仰」二八頁

(54) 古川左京「桑原先生の事ども」『館友』四〇九号、四六頁

(55) 廣池前掲「予が信仰」二九頁

廣池千九郎の神宮皇學館における神道教育（橋本）

- (56) 廣池千九郎「予の神社並に神道に対する主義態度を明にす（明治四十三年一月五日或人の問に答へし草案）」『全国神職会々報』一三六号、明治四十三年二月、三七頁
- (57) 廣池富前掲『父廣池千九郎』八六頁
- (58) 明治四十三年一月二日付 加茂氏宣書簡
- (59) 古川左京前掲「桑原先生の事ども」、四五頁。鎌田春雄「館町生活の回想」『館友』四〇九号、昭和十七年、五七頁
- (60) 廣池前掲「予の神社並に神道に対する主義態度を明にす」三八頁
- (61) 前掲「免官辞令」等。ただし皇學館側では「病氣の為依願免官」（『神宮皇學館史料』下、二四〇頁）とされている。「辞職御願」には「私儀疾病ニ罹リ奉職ニ堪ヘズ候間御解任被成下度此段御願申上候也 大正二年一月十一日 皇學館教授法学博士 廣池千九郎 内務大臣子爵大浦兼武殿」（国立公文書館「神宮皇學館教授廣池千九郎依願免本官」）。本文書には大正二年一月十日付の「診断書」が添えられている。病名は「神經衰弱」。
- (62) 教団における役職は、教育顧問および天理中学校長。大病から天理教本部入りまでの詳細は前掲『回顧録』、『伝記廣池千九郎』等参照。
- (63) 学位論文「支那古代親族法の研究」（『東洋法制史本論』（早稲田大学出版部、大正四年）所収。大正元年十二月十日授与（『官報』大正元年十二月十二日）。
- (64) 廣池前掲『回顧録』によると「穂積先生は一両年中に、東洋法制史の講座を設くるように尽力するから帰京せよ、高田博士は早稲田大学にて働いてもらいたいと申され、鎌田学長は慶応義塾に私のために一つの新しい学科（東洋法制史）を設けましょうと申され、さらに従弟阿部守太郎氏（ときに外務省政務局長）は中国政府に推薦するから（これは前々より話のあったことです）ひとまず上京すべしとのことでありました。引き続き白鳥博士は、南滿鉄道の岡松博士の従事しておる中国

法制に関する取り調べの主任に推薦してくだされたのであります」(同書、三二頁)

(65) 廣池富前掲『父廣池千九郎』一二九頁

(66) 遺稿「本部へ」

(67) 昭和三十年刊行の西田重一編『神道人名辞典』(神社新報社)も、六十一年の神社新報社編刊『神道人名辞典』も同様である。しかも両者ともいくつか誤認がみられる。

(68) 前掲「神宮皇學館創立六十周年記念誌」二二頁

(69) 木村の懐旧談の編輯者によると「本館講師木村春太郎氏は永年教授として神道古典有職法制等を担任せられ、昨年講師となれてからも尚孜孜として学問の研鑽後進の誘掖に専念せらるる一耆宿である」という(木村春太郎「我が懐旧談」(第一回)『勢陽論叢』第三輯、昭和十五年、九一頁)。

(はしもと とみたろう・モラロジ―研究所研究員)